

商工經濟研究

第四卷 第一號

(昭和二十四年
一月二十五日發行)

商人ギルドの特權

松 崎 實 次

一、商業獨占權

二、免 稅 權

三、小賣獨占權

四、優先買權及購買物分配權

一、商業獨占權

商人ギルドの組合員がギルド組織の第一目的となし、従つて最重要視した經濟的目的、即ちギルドメンの商業上の利益を擁護し、更に進んで之を擴大せんとするの目的を達成せんが爲めに、彼等は多年戦ひ續けたのである而して彼等の努力は遂に酬ひられ、以下述べんとする數多の特權を得たのであるが、就中最初に記さんとする商

商人ギルドの特權

業獨占權は其優なるものである。それ故に此特權は何れの商人ギルドにても其獲得維持に心を用ひたのであつて同時にギルドメン以外の者に對しては、此權利を侵害することのなき様取締つたのである。ギルドメンの富は此特權を武器として活動した結果積まれたものであると言つても過言ではないと信ずるのである。

今史實に就いて之を見るに、トートンTottonに於ては一二三五年(或は一二三六年)迄は勢力を振つてゐたバツクフアストレイの僧院長と雖も市民同様に品物を購入する權利はなかつたのであるが、同年に至つて初めて市民と右僧院長との間に契約が成立し、僧院長並に普通の僧侶も商人ギルドのメンバーとなることに依つて漸く市民同様に品物を買入れることを得るに至つたのである。けれども尙ほ彼等は自ら商業を營むことは禁ぜられたのである。彼等が斯く一般市民同様に品物を買入れることが出来る様になつたことは非常なる利益と便利とを獲得したことになるのであるが、然し此權利獲得に對して僅少ではあるけれども年々二十片宛の税を商人ギルドに納めなければならなかつたといふことである。越えて一二五五年に至つてトートンに於ては市民に非ざる者と雖も市民同様に商人ギルドを組織することを許され、従つて市民に非ざる外國商人も商人ギルドを作つて何等取扱商品に對して之迄の様に税金を支拂ふことなく全く自由に賣買業を營むことが出来る様になつた譯である。

ダービーDerbyに於てもギルドメンにのみ與へられたる賣買の特權があつた。當市の市民にはヘンリー三世の特許狀によりてギルドを組織することが許され、市内居住の組合員以外の者が市内で商品を賣買せんとする時は、ギルドは之を極力壓迫したのである。又外國商人も勿論ギルドメンに非ざるを以て如何なる商品と雖も其賣

買は許可されなかつたのである。只例外として卸賣に於てのみ販賣を認められたことがあるけれども、小賣は一切禁ぜられたのである。更に又外國商人は販賣に就て制限束縛を受けたのみならず購入に就ても嚴しい制限が加へられて居た。例へば外國商人は葡萄酒・羊毛・羊皮・皮革・鉛等はギルドメンよりは卸賣することは認められてゐたが、外國商人より之等を卸賣することを許されなかつたのである。

ベツドフォード Bedford ではリチャード一世 Richard I (1189 - 1199) < ハンリー三世 Henry III (1216 - 1272) リチャード二世 Richard II (1377 - 1399) 及び ハンリー四世 Henry IV (1399 - 1413) などの與へた特許狀の中には既に商人ギルドに關する記事が存在してゐる。一例を挙げるとリチャード二世の特許狀にはベツドフォード市民に商人ギルドを組織することを許し、ギルドメンに非ざる者はベツドフォード市内に於て葡萄酒其他如何なる商品と雖も小賣することを得ざる旨を記してゐるが如き之である。一三三〇年に國王はベツドフォード市長並に市民の代表者を召集し汝等は如何なる特許狀に依りてべ市に商人ギルドを設け、種々の特權を要求するのであるかとの質問をなされたのである。此時彼等はリチャード一世より與へられたる特許狀を王國に示して、曰く、此特許狀が既にべ市に商人ギルドを組織することを許し、又市民に色々の特權を附與してゐるのである、吾等は之に基いて今ギルドを設け、ギルドメンに非ざる者は何人と雖も市内に於て商品の賣買を爲すことを禁じ及びギルドメンには免税せられんことを要求したのである」と。檢事總長リチャードも亦右市長並に市民代表者に對して商人ギルドの性質、何人が該ギルドに屬するや、又ギルドに依りて如何なる利益を受くるや等に關して質問を發したることがある。之に

對して彼等は左の意味を答たのである。即ち市民は勿論市民に非ざる者と雖も市内に居住する者は都市の自由並に國家の平和を擁護し、都市及びギルドの諸特權を維持すべしとの宣誓をなせば其時よりギルドに加入することを許されるのである。而して一旦ギルドメンとなつてしまへば如何なる商品でも小賣をなすことが出來如何なる場所に於ても市民同様に免稅其他の特權を獲得することが出來るのである。と。

エドワード三世時代にビニューメリス Beaumaris の市民が裁判所に出頭を命ぜられ一二六九年に市民に與へられたる特許狀中の諸條項の説明を求められたことがあつた。此時に市民は右特許狀中に商人ギルドを設立してもよいとの條項があるから之に依つて市民は商人ギルドを組織しギルドメンは營業自由權を得たのである。尤もギルドに加入するには一定の宣誓を爲すの要あるのみならず「ハンス」Hanse と呼ばれたる處の一種の税及び「ロット」アンドスコット「Lot and Scot」と稱する一種の税を納めねばならぬ。此手續を完了しギルドメンとなれば當該市内に於て自由に商品の賣買を行ふことが出来るのである。然るにギルドに加入せざるものは市民の承認を得るに非ざれば該市内に於て商賣を營むことが出來ざる旨を説明したのであつた。

又ニューカツスル・アングダー・ライム Newcastle-under-Lyme の住民がスタツフオード Stafford の銀行家リヤード Richard の有する羊毛を奪掠したことがあつて其爲めに國王に召喚せられ、其不法を詰問されたことがあつた。其時彼等は抗然として國王に答へて曰く「ヘンリー三世はニューカツスルの市民に商人ギルドを組織する特權を與へた。而してギルドメン以外の者は市内にて羊毛を買ふことも、賣ること得ないことになつてゐる。誠に羊毛の

賣買はギルドメンにのみ與へられたる一大特權と言はねばならぬ。然るにリチャードはギルドメンに非ざるに不拘、ギルドの特權を侵して羊毛の買入れをなしたるが故に之を奪つたのである」と申開きをしたことである。

尙ほ當市のギルドが持つてゐた商業特權として注目すべきは (一)帛布切賣獨占權 (二)獸・魚肉切賣獨占權

(三)皮革買入獨占權 (四)羊毛小買獨占權等であつて、若しギルドメンに非ざる者が之等の特權を侵害すれば相當の處分を受けるのである。

以上は數市に於ける商人ギルドの商業特權に關する史實を求めたに止まるけれども、同様なる特權は其他の都市に於ける商人ギルドも亦之を有したのである。之を要するに商人ギルドの商業獨占制度は十二・三世紀に於ける商人ギルド存在の主要なる理由であり又此制度あるによつてギルドの隆昌を來たしたものと信ずるのである。

二、免 税 權

商人ギルドの諸特權の中商業獨占權が最も重要なものであることは既に述べた通りであるが、之に次いでギルドメンにとつて有利なるは納税免除の特權である。商人ギルドは色々な方法を講じて先づ非ギルドメンをして都市商業から排斥した。之が爲めには非ギルドメンからは常に反抗運動が起り、一般社會からも非難を受けたのでギルドは絶えず等の反對勢力を押へる爲めに戦つたのである。而してギルドの勢力が加はるに連れて愈々他を排撃壓迫して專横を極め、巨利を博するを得たのである。實に排他的精神は當時の商人ギルドを隆盛に越かし

めたけれども、此精神はやがて、外部の勢力の加はるにつれて弱められ、政府のギルドに對する取締も嚴重になつて遂に其消失を見るに至つた因を爲したのである。此點に就ては筆者の研究が進みたる時詳細に述べる機會があるであらう。兎も角キルドはあらゆる手段を講じて非ギルドメンを商界から驅逐せんとしたのは事實である。而して若し非ギルドメンにして商業に従事せんとする者があれば必ずギルドの承認を得ることを必要としたのみならず種々の制限を加へたのである。此制限の中非ギルドメンにとつて不利であり不便であつたのは彼等の賣買せんとする總べての商品に對して一種の關稅を賦課されたことである。但し食糧品又は此種の關稅を支拂ふに及ばざりしこともあつた。然るに此稅はギルドメンは支拂はざることを原則とし、若し、之を支拂はねばならぬ場合には稅率を引下げられるのが普通であつた。例へばウインチェスター Winchester の慣習を見るに市民が、馬を販賣せんとするものは一荷に付半片宛國王に支拂はねばならぬが市民に非ざる者が魚を賣捌かんとする時は荷車一臺に付二片半、鮮魚馬車一臺に付一片半、鹽漬は同量に對して半片を納めねばならなかつた如きが之である。註

註 T. Smith, English Gilds. Pp. 353-355 に多數の例を示してゐるから就いて見られたし。

トートンに於ては此免稅又は減稅の特權を得ることがギルドを組織するに主要觀念であつたとさへ言はれてゐる程であつて、ギルド規定 (Gilds) の中にも「ギルドより脱したる者は關稅 (Toll) を支拂はざるべからず」といふ意味の文句が所々に見られるのである。又サザムプトン條令の中にも「ギルドに加入せざる者は關稅を納めざるべからず云々」とある。かゝる條項は他市のギルド規定の中にも見出される所であつて、此特權も亦商業獨占權

の如くギルドメンをして經濟的に有利に導いたものである。而も納稅義務免除の特權に關する規定は單にギルドの組織せられてゐる都府に適用せられた許りでなく、ギルドの關係せる都府以外の地にも及んだこともあつたので、益々以てギルドメンに對する保護の如何に厚かつたかを思はしめるのである。

現代に於ける關稅の問題といへば支那の如き内地關稅の問題になやんでゐる所もあるけれども、寧ろ之は例外で、皆國境關稅の問題である。就中輸入關稅の問題であつて極端なる自由貿易論者の如く全然關稅を徹廢すべしと主張するものもあり、又それ程極端ではなくとも大體に於て關稅を廢して可成自由貿易の主義を實行したがよいと説く者もある。之に反して保護貿易主義者も決して少くない。何れにしても之等の論者は國家全體なり、世界全部なりを眼中に置いて産業の發展なり、國際流通經濟の進展を考慮に入れてゐるのであるけれども、中世紀に於けるギルドの關稅免除の特權は全く利己的觀念から出發して得た特權であつて全人類の幸福だとか、國全體の發展だとかいふ廣い意味の考慮が廻らされてはない。只ギルドメンの商業を盛にすると同時に、此武器に依りて非ギルドメンを壓迫し商戰場裏に於て勝利を博せんとしたに過ぎぬのであつて、今日の關稅の問題とは其精神に於て甚だしく異なる所があると考へられるのである。

三、小賣獨占權

ギルドの獲得した第三の特權として擧げたいのは標題の小賣獨占權である。既に前掲商業獨占權の項に於て記

した様にベッドフォードではリチャード二世の特許狀でギルドメンに非ざる者は酒類其他の商品を市内で小賣することが禁ぜられてゐる。

The charter of Richard II enacts that no one who is not of their Guild, shall any wines or merchandise or any other sarable goods within the said town of Bedford by retail. (T. Smith, The Guild Merchant. Vol. II. P. 16)

だから小賣はギルドメンに依りてのみ行はれるに過ぎぬであつて正にギルドメンの特權である。右の如くベッドフォードに於ては總べての商品に對する小賣獨占權がギルドメンに與へられたのであるけれども、多くの場合に於ては小賣獨占權は特殊の商品にのみ限られたのである。例へば織物・皮革・羊毛・魚獸肉・其他の重要商品にのみ制限されてゐた如きである。アツシュレー教授に依れば當時染めたる織物は主として上流階級者によりて消費せられ、従つて利益も多額に上つたから之が小賣獨占權は他の一般織物の小賣獨占權と共にギルドが握つてゐたとのことである。^註

註 Ashley, Economic History Vol. I. P. 74.

リーディングReadingに於てもギルドの小賣獨占權に關する規定は多數設けられてゐるが、其中主なるもの主旨を述べれば次の通りである。但し之等は十四世紀時代に作られたであらうと言はれてゐる。

リーディング市では毎年定期市^{イナ}が開催せられて、其開期中はギルドメンに非ざる者でも市内で鞞皮の販賣を爲すことは認められてゐたけれども、それ以外の日には彼等は之を販賣することを禁ぜられ只ギルドメンに限り、

之を販賣することを得たのである。若し非ギルドメンが此規則に違反して市日^{イチヒ}以外の日に賣捌かんとして鞣皮を市内に搬入することがあれば、商品は差押へられて仕舞ふのである。場合によりては其上處罰せられることもある。又非ギルドメンは市場^{マーケット}で毛織物の販賣を禁ぜられて居るのみならず、魚の如きも切賣を爲してならぬ定めである。けれどもギルドメンにして魚の小賣を營むものなく且つ一定の官吏の *Gewards* 又は *Bailiffs* の許可を得たる場合に限つて之をなすことが出来たのである。魚に就ては特に青魚^{ニシ}に關する規定が設けられてゐる。之に依れば非ギルドメンは市日一日又は青魚の小賣をなすことが許されてゐるけれども、他の週日には何れの日に於ても之が販賣は出来ぬのであつて、若し二日に亘りて之を販賣せんと欲すれば許可を受くるを要し、其第一日よりは第二日には幾何か安價に賣らねばならぬことになつてゐる。之は全くギルドメンを保護せんが爲めの制限に外ならぬと思はれる。此外チーズ・油・羊脂・蠟等の小賣に付ても矢張ギルドメンに特權が與へられてゐるのであつて、若しギルドメンに非ざる者が此特權を侵すことがあれば直ちに處罰されるのである。

以上述べた様な小賣獨占權はサザムプトンに於ても其規定を見ることが出来る。即ちギルドメン以外の者は市日 *Market-day* 及び定期市日 *Fair-day* 以外には織物の小賣をしてはならぬ。又小賣をする爲めに穀物を五クオーター以上貯藏する事を禁ぜられてゐる。若し右に反すれば商品は國王に沒取せられる定めである。

斯く非ギルドメンは小賣權を有しなかつた計りでなく購買權も亦認められなかつた場合が多い。例へば羊毛・皮革・穀類・原料用織物等の買入を禁止されたるが如きは之である。何故之等各種の商品買入を禁ぜられたのであ

らうか。それは恐らく一面にはギルドメンを保護せんが爲めであり、他面には市民を擁護せんとする主意であらう。當時之等の商品は都府に比較的少量であつたから、之を非ギルドメンが自由購入するを許せば彼等が之等を多く買入れる恐があり、かくては之等を取扱ふギルドメンは商的活動を弱められることになり、同時に一般消費者たる市民の需要を満たし得ざる結果を生ずるからである。特に製造の原料品をギルドメン以外の者に買占められる様のがあれば、都府の製造家は今日とは異り遠く外國より製造原料品を買入れることが困難であるから、忽ちにして製造を手控へにせねばならなくなり、又之等製造家と連絡をとるギルドメンも取扱商品の品不足を來たし營業に差向へてくるのである。かくなれば自然一般市民の需要は満たされなくなり、之等製品の價格は騰貴するから市民の受ける損失は大なるものがある。サザムプトンに於ては此點に關し畧ぼ右同様の規定が設けられてゐた。即ちギルドメン以外の者は何人も蜂蜜・羊脂・鹽漬・青魚・各種油類・白石・毛皮等を買入れることが出來ぬことになつて居り、又轉賣する目的では如何なる種類の商品をも購入することを禁ぜられてゐるのである。

右は單にリーディングとサザムプトンとの二市を觀察したに止まるけれども、同様の規定は他の都市にも定められてゐた。否單に英國イギリスに於てのみならずスコットランドにも同じ様な制限が非ギルドメンに加へられてゐたことも認められるのである。^註

註 Gross. The Guild Merchant, Vol. 1. Pp. 208—9を参照すべし

以上述べ來つた様なギルドメンに非ざる者に對する小賣並に特定商品の購入に關する制限は、定期市日及び市

日に徹廢されてゐたのは之等の日には可成多數の人を市に集め自由に商取引を行はせて市場の繁榮を圖ることが利益であるとの自覺が都市當局やギルドメンの間にも生じて來た爲めに外ならぬ。

四、優先賣買權 及 購賣物分配權

ギルドメンはギルドメンに非ざる者に先だちて商品の賣買をなす權利を認められて居た。其適例はサザムプトンに求めることが出来る。即ち同市の條令に依れば「單なる住民又はストレンジヤー(非ギルドメン)はギルドメンが都市に來りて賣買せんと欲する時は彼等より先きに當該商品の賣買を爲すことを禁じ、若し此禁を侵せば處罰せられる」規定になつてゐる。^註

註 右の定めを侵して商品を買入れたる時は國王に沒收せられる。

十三・四世紀頃には早くもギルドの役員 Officers of the Guild の優先買特權が認められてゐる。例へばサザムプトン港に荷物が到着すると、此新着貨物に對して他の何人よりも先んじて第一番に買入の申込みをなすことが出来るのである。是は一見平ギルドメンにとつて不利なるが如くであるけれども事實はさうではない。何となれば若し他のギルドメンが役員の買入れた物品の分配を希望する時は僅か計りの利益を得て讓渡さねばならぬのである。之が即ちギルドメンの購賣物分配權である。而して斯くして得たる利益は役員に私せらるゝことなく、全部市の會計課に納めらるゝのである。此購賣物分配の特權はギルドメンにのみ與へられたる特權であつてギルドメンに

非ざる者が右の場合に其分配を希望しても役員は之に應ずるの要はないのである。同様の規定はベルウィックに於ても見ることが出来る。^註

註 Gross, The Guild Merchant, Vol. 1, P. 203, 204 見らる。

此點に關してはアツシュレー教授も次の意を述べて居られる。即ち「サザムプトンでは賣買契約をなしつゝある間は當事者以外のギルドメンが其賣買契約に参加することを希望したる場合、自己の欲する部分に對して代金支拂の能力があるといふことの保證さへつけば其契約に加はることが出来るのである」と又「ベルウィックに於ては青魚の多量に買入れたる者に對して、其處に來合せたるギルドメンが其分與方を欲すれば原價で分與せねばならぬ。又假令其處にギルドメンが居なくとも、原價に十二片の利益を加へたる額を代金として支拂ひ、分與を乞ふ者ある時は之に應ぜねばならぬ」と^註

註 Ashley, Economic History, Vol. 1, P. 75

是に由つて見れば購買物分配を要求する權利はギルドメンの特權であると同時に、此請求に應ずる義務を負はされてゐると言はねばならぬ。何となればギルドメンの購入物に對して他のギルドメンが其分與を希望したる場合に、之を拒絶することが出来ぬからである。何故かゝる特權が認められてゐるかといへば、それは仲介業者を排斥して、價格の低落を保たんが爲めである。多少の例外はあるにしても、仲介業者の介在に依つて物價が高められることは古今東西同様である。現今吾々の日常生活に於て經驗する所から見ても、生産者と消費者との間に

數多の仲介業者が介在するといふことが物價騰貴の一因をなすことは明かであつて、従つて如何にして仲介業者を少くするかの問題は屢々商業學者に依りて研究されてゐる所である。然しながら今日の實際問題としては仲介業者があまりに多く存するの弊は知つてゐても彼等を全く排斥してしまつて物價を安くするといふことは容易の業ではない。斯くの如く考ふる時中世紀に於て左程仲介業者の多くなかつた時に、早くもギルドメンに右の特權を認めて仲介業者を排斥物價を下位に保たんとしたるは恐らくギルドメンの利己的精神の一表現ではないかと思はれるのである。

商人ギルドに於ける購買物分配の特權と同じ特權は職人ギルドに於ても認められたことはグロスも述べてゐる^{註1}し又スミスも其名著「英國ギルド」中ウォルセスター Worcester の指物師及大工ギルドの規則を述ぶるに當り其第十八條に於て之を認めてゐる。^{註2}

註1 Gross, Vol. I, P. 49, note, 4.

註2 T. Smis, English Guild, p. 210

18. A Fresman of the Comppany buying Timber or boards, come to Worcester to be sold fit for the Crafts, every Freeman of the Company to have not exceeding a 3d share in it, on request, and Paying ready money for it, after the rate same were bought. And on refusal to share same, to forfeit 20. s.

此條文は完全なる文章でないので其意味を握み難い缺點あるを以てスミスは之に註を加へ完全なる文章として眞意を傳へるに努めてゐる之は稍々長文に亘るけれども參考の爲め左に原文を掲げてみよう。

商人ギルドの特權

It is Ordered That if any freeman of the said Company Shall buy any parcell of Timber or Boards that Come to the City of Worcester to be Sold, and fitt for the said Crafts or either of them, That then it Shall be lawfull for every freeman of the s^d Company to have a Share therein, not exceeding one Third Part thereof, Upon request, and paying reading money for the Same, after the rate of the said Timber and Boards were bought. And whosoever of the said Company refuseth to Share or divide Such Timber or Boards brought within the said City, Contrary to the Intent of this Article, Shall forfeit, for every Such Refusall, Twenty Shillings, to be paid to the said Master of the said Company for the time being, for the use of the said Company.

(註釋圖14圖記)